

「スライド特約条項」に係る特記仕様書

本契約は、スライド特約条項（以下、「スライド条項」という。）を適用する契約である。

- 1 本契約におけるスライド条項を適用する業務は次のものをいう。

仕様書 ○○○

業務内容 ○○○

- 2 本契約における契約変更前の本市積算時の適用労務単価は、次のものをいう。

電話交換手 : 12,900 円

スライド条項に基づき2回目の変更を行う場合は、本市が直接のスライド条項に基づき契約金額の変更を行った際に示す適用労務単価とする。

- 3 スライド条項に基づく契約金額の算出方法は次のとおりとする。

次の(1)～(3)に示す金額は、消費税及び地方消費税額を控除した金額とする。

- (1) 変更金額（以下、「スライド額」という。）

本市積算による算出とする。

基準日時点の労務単価にて算出した本市の積算金額に契約当初の落札率（小数点第7位切上げ）を乗じて得た金額（1円未満の端数切捨て）から、契約変更前の契約金額を控除した金額について、契約変更前の契約金額の1/100（1円未満の端数切捨て）を超える金額を、スライド額とする。

なお、スライド額は労務単価の変動に伴う直接人件費、直接物品費、業務管理費及び一般管理費等に係る積算額であって、その他の積算額の変更は行わない。

- (2) スライド額の算出式

$$S = X^2 - X' - (X' \times 1/100)$$

$$\text{ただし、} X^2 - X' > (X' \times 1/100)$$

S : スライド額

X' : 契約変更前の契約金額

X^2 : 基準日時点の労務単価にて算出した X' に相当する金額

($X^2 = \alpha \times \beta$ (α : 落札率、 β : 札幌市積算額))

- (3) 変更後の契約金額

変更前の契約金額に上記の方法にて算出したスライド額を加算した金額

- 4 契約変更

上記3(3)により算出した変更後の契約金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額（1円未満の端数切捨て）を新たな契約金額とし、契約変更を行う。